

# 令和5年度奈良県文化資源活用大綱推進事業業務 募集要項

## 1. 適用範囲

本要項は、令和5年度奈良県文化資源活用大綱推進事業業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

## 2. 委託業務の概要

### (1) 業務名

令和5年度奈良県文化資源活用大綱推進事業業務

### (2) 目的

奈良県では、令和5年3月に策定した奈良県文化資源活用大綱を推進するため、対話による歴史文化資源の本質的価値の理解を促し、各人が心を耕し、より豊かな文化活動に繋げるための新たな事業を展開することとしている。

また、県では「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」（以下、「飛鳥・藤原」という。）の世界文化遺産登録を目指しているが、構成資産の多くが地中に埋まっている古墳や遺跡である「飛鳥・藤原」の価値がわかりにくいという課題がある。

本業務では、「飛鳥・藤原」の構成資産の可視化及び本質的価値の理解を図るため、令和4年度有識者ヒアリング結果概要と、今年度実施する有識者ヒアリングの意見を踏まえ、特に「持統天皇」を中心に、女性の国際的活躍を「飛鳥・藤原」の地に都があった時代の資産と絡めて、特に10～30代の若者世代や外国人観光客に訴求するストーリー、冊子・映像を作成する。

なお、映像制作については、令和5年度日本博2.0を契機とする文化資源コンテンツ創成事業「最高峰の文化資源の磨き上げによる満足度向上事業（委託型）」（以下「日本博2.0事業（委託型）」という。）として実施する。

### (3) 委託内容

本業務の概要は次のとおりである。

- ① 計画
- ② 有識者ヒアリングの実施
- ③ 史実の検証・時代考証
- ④ 冊子の制作等
- ⑤ 映像の制作
- ⑥ 附帯業務
- ⑦ ①～⑥の業務に共通する事項は次のとおりである。

ア 打ち合わせ協議

イ 業務の取りまとめ、事業実施報告書の作成

※詳細は別紙 令和5年度奈良県文化資源活用大綱推進事業業務委託仕様書（以下「仕様書」）に記載。

### (4) 企画提案書等作成に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に要した経費は提出者の負担とする。

### (5) 委託料上限額

金24,057千円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

それぞれ、下記金額を限度とする。

- ① 有識者ヒアリング、冊子制作：金5,540千円

（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

- ② 映像制作：金18,517千円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

※附帯業務は、冊子に係る場合は①、映像に係る場合は②に計上すること

## (6) 履行期間

契約締結日から令和6年3月22日まで

## 3. 参加資格

この提案に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 公告の日から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれかの日においても、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でないこと。
- (4) 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (7) 奈良県会計局の所管する競争入札参加資格者名簿の営業種目Q3「役務の提供（映画制作）」及びQ5「役務の提供（広告・イベント業務）」に登録されていること。
- (8) 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者（支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (9) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (10) 役員等が、その属する法人等、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
- (12) (10) 及び (11) に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (13) 同種又は類似の業務を過去5年間（平成30年4月1日～令和5年3月31日）に受託し、同期間内に履行を完了した実績を有する者であること。

※同種業務

- ・過去5年間（平成30年4月1日～令和5年3月31日）における歴史文化資源に関する映像及び冊子制作業務

※類似業務

- ・過去5年間（平成30年4月1日～令和5年3月31日）における映像及び冊子制作業務業務

#### 4. 日程

- 令和5年5月30日（火） 公告
- 令和5年6月6日（火） 質問票締切
- 令和5年6月13日（火） 企画提案参加表明書提出締切
- 令和5年6月22日（木） 企画提案書等提出締切
- 令和5年7月4日（火） 選定審査会開催（プレゼンテーション実施）
- 令和5年7月5日（水） 委託事業者決定

#### 5. 手続き等

##### (1) 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
奈良県 文化・教育・くらし創造部 世界遺産室  
TEL：0742-27-2054 FAX:0742-27-0213  
電子メールアドレス：bunkashigen@office.pref.nara.lg.jp

##### (2) 質問の受付

質問の受付及び回答は次のとおりとする。

- 受付期間 令和5年6月6日（火）16時00分まで
- 受付方法 ファクシミリ又は電子メールに限る。  
質問票(様式5)に質問事項を記載のうえ送信。  
※送信後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。  
※電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。
- 質問先 担当部局に同じ
- 回答方法 インターネットホームページ「奈良県文化資源活用課／世界遺産室ホームページ」に掲載する。（掲載予定日 令和5年6月9日（金））

##### (3) 企画提案参加表明書（様式1）の提出

- 提出期限 令和5年6月13日（木）17時00分まで
- 提出先 担当部局に同じ
- 提出方法 ファクシミリ又は電子メールにて送付後、必ず電話にて送付した旨を連絡

##### (4) 企画提案書等の提出

- 提出期限 令和5年6月22日（木）10時00分まで
- 提出先 担当部局に同じ
- 提出方法 持参または郵送（郵送は配達したことが証明されるものに限る）
- 提出物
  - ①企画提案書表紙（様式2） 【原本1部】
  - ②企画提案書（様式任意） 【原本1部 コピー7部】
    - 1) 業務実施方針
      - ・企画のポイントを記載すること。
    - 2) 運営体制フロー図

### 3) 工程計画

- ・具体的な業務完了までのスケジュール及び業務内容を提示すること。

### 4) 仕様に係る以下の提案事項

#### (1) 冊子の制作

- ・本業務の目的に沿い、特に10～30代の若者世代や外国人観光客に訴求する具体的な企画提案（デザイン、構成）を提示すること。
- ・「持統天皇」に魅力を感じることができるキャラクター設定、構成、表現手法を提案すること
- ・効果的に「飛鳥・藤原」の構成資産の可視化が図られている構成、表現手法を提案すること

#### (2) 映像の制作

- ・本業務の目的に沿い、特に10～30代の若者世代や外国人観光客に訴求する具体的な企画提案（デザイン、構成）を提示すること。
- ・「持統天皇」に魅力を感じることができるキャラクター設定、構成、映像表現手法を提案すること
- ・効果的に「飛鳥・藤原」の構成資産の可視化が図られている構成、映像表現手法を提案すること

#### (3) 附帯提案

- ・理解促進・広報効果を高めるための独自企画を提示のうえ、期待できる効果を明記すること。

### ③ 類似業務受注実績（様式3-1、3-2） 【原本1部 コピー7部】

- ・映像及び冊子制作業務に関する成果物を記載すること。  
（複数ある場合は、3点まで記載すること）
- ・歴史文化資源をテーマとした映像及び冊子制作業務を実施したことがある場合は、優先的に添付すること。

[参考：「歴史文化資源」とは]

過去の人々の営みに関わる領域の文化資源を「歴史文化資源」と定義。「歴史文化資源」の範疇には、文化財に代表される「現場・現物」及び、文献の記載内容、伝承、人物情報などに代表される「抽象概念」の両方を含む。

### ④ 委託業務実施体制（様式4） 【原本1部 コピー7部】

### ⑤ 質問票（様式5） 【原本1部】

### ⑥ 見積書（様式6） 【原本1部 コピー7部】

- ・映像制作については、「日本博2.0事業（委託型）」として、実施するため、見積書（様式6）を使用すること。（冊子制作の見積書については、様式任意）  
また、決算の際には、当該事業の要領に則った対応をすること。
- ・宛先は「奈良県知事 山下 真」とすること。
- ・一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。  
（各項目の数量、時間、単価が判断できる内容とする。）

※ただし、②～④、⑥のコピー7部については、提案者を判読できるような記載を削除すること。

### (5) 辞退届の提出

企画提案参加表明書を提出した後、企画提案書を提出しない場合は、担当部局へ電話連絡のうえ、令和5年6月22日（金）10時までに辞退届（任意様式）を持参、郵送又はFAXにより提出すること。

## 6. 受託事業者の選定

### (1) 企画提案書等の評価

①企画提案書等の評価は、令和5年度奈良県文化資源活用大綱推進事業業務委託事業者選定審査会により、次の評価項目等について採点を行うものとし、各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、最も高い得点を獲得した者で、かつ、選定審査会の合議により認められた者を最優秀提案者として選定する。

但し、各評価項目において各委員の評価の合計点が6割に満たない場合は選定しない。提案者が2者に満たない場合は、募集内容又は発注方法を見直し、再度前条に規定する事項について提示するものとする。

- 1) 本委託業務の目的・条件・内容をよく理解した提案であるか。（10点）
  - 2) 冊子の制作業務が、業務目的に資する効果的なものであるか。（30点）
  - 3) 映像の制作業務が、業務目的に資する効果的なものであるか。（30点）
  - 4) 理解促進・広報効果を向上させるための独自の提案となっているか。（10点）
  - 5-1) 映像及び冊子の制作に有効な経験年数や有資格者を配置するなど、業務実施体制が充実しているか。（5点）
  - 5-2) 業務を円滑に実施するための実績を有しているか（5点）
  - 6) 提案内容に応じて妥当な見積もりの積算であり、コスト削減が考慮されているか（10点）
- ② 提出のあった提案書等について、プレゼンテーション及び質疑応答を行う。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション及び質疑応答に先立ち書類選考を行う場合がある。
- ③ 選定結果は、企画提案書を提出した事業者のみに対して書面で通知する。
- ④ プレゼンテーション及び質疑応答を実施する場合は、令和5年7月4日（火）に行う予定。時間等詳細は、後日提案者に対して通知する。

### (2) 事業者との契約

- ①上記6.（1）により最優秀提案者として選定された事業者が受託事業者の候補者となり、契約締結の協議を行うことになるが、協議の結果契約締結の合意に達しなかった場合又は最優秀提案が取消しとなった場合には、その事業者との契約を行わず、次点の事業者と協議を行う場合がある。
- ②企画提案書、参加申込書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。
- ③契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。
- ア) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- イ) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ウ) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える 目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

- エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- カ) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記アからオのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- キ) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- ク) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

### (3) その他

- ① 当企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。
- ② 採択された提案は、県との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

## 7. 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10に相当する額以上の金額を納付しなければならない。

なお、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 8. その他

- (1) 提出された書類は返却しない。また提出した企画提案書を県に無断で他に使用することはできない。
- (2) 提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (3) 選定結果として提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、および県民等から情報公開の請求に応じて提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (4) 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- (5) 募集及び契約については、県の都合により中止することがある。この場合損害賠償は行わない。
- (6) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、県の指示に従うこと。
- (7) 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。